

● 公的年金の推定額

《 老齢年金の推定金額 》

(金額の単位:円)

平成	41年～	46年～	47年～				
世帯主年齢	59歳～	64歳～	65歳～				
老齢基礎年金			792,100				
老齢厚生年金			958,300				
定額部分							
報酬比例部分			957,985				
経過的加算			274				
退職共済年金							
定額部分							
報酬比例部分							
職域年金部分							
経過的加算							
加給年金							
在職支給停止額							
<b>世帯主合計(年)</b>			<b>1,750,400</b>				

配偶者年齢	60歳～	65歳～	66歳～				
老齢基礎年金		792,100	792,100				
老齢厚生年金		169,500	169,500				
定額部分							
報酬比例部分		129,785	129,785				
経過的加算		39,668	39,668				
退職共済年金							
定額部分							
報酬比例部分							
職域年金部分							
経過的加算							
振替加算							
在職支給停止額							
<b>配偶者合計(年)</b>		<b>961,600</b>	<b>961,600</b>				

夫婦合計(年)		961,600	2,712,000
(参考月額)		80,133	226,000

《 世帯主に万ーの場合の遺族の受取年金推定額 》

(金額の単位:円)

平成	22年～	38年～	46年～				
配偶者年齢	41歳～	57歳～	65歳～				
遺族年金	1,425,600	999,800	405,600				
遺族基礎年金	1,020,000						
遺族厚生年金	405,600	405,600	405,600				
遺族共済年金							
中高齢寡婦加算		594,200					
経過的寡婦加算							
配偶者自身の老齢年金			792,100				
<b>年金額合計(年)</b>	<b>1,425,600</b>	<b>999,800</b>	<b>1,197,700</b>				
(参考月額)	<b>118,800</b>	<b>83,316</b>	<b>99,808</b>				
併給調整(老齢/遺族給付)*1			(遺族)				

\*1 配偶者自身の老齢年金受給開始後の老齢給付と遺族給付の併給調整で選択された給付内容を表示しています。

● あなたのプロフィール

世帯主	山田太郎 様 昭和44年6月1日生まれ 現在、厚生年金に加入中(60歳退職予定)	40歳(男性)
配偶者	山田花子 様 昭和44年1月1日生まれ 現在、国民年金に加入中	40歳(女性)
お子さま	A. 平成18年7月1日生まれ -	3歳

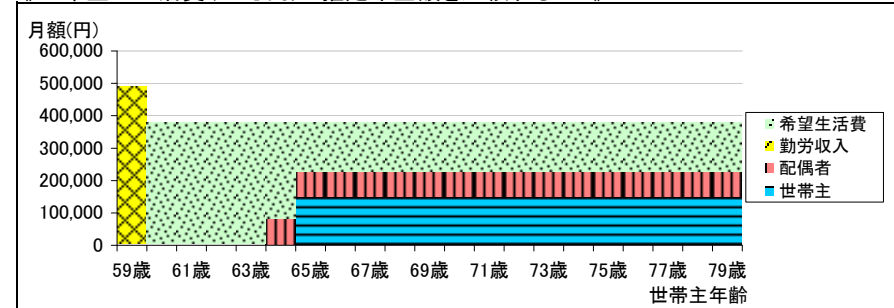
● 老齢年金推定額試算の前提

		世帯主受給開始時	配偶者受給開始時
基礎年金の加入期間		40年	42年
総報酬制導入前	厚生年金の被保険者期間	8年	8年
	平均標準報酬月額	222,500円	177,500円
総報酬制導入後	共済組合の組合員期間	年	年
	平均標準報酬月額	円	円
総報酬制導入後	厚生年金の被保険者期間	27年	年
	平均標準報酬月額	418,975円	円
総報酬制導入後	共済組合の組合員期間	年	年
	平均標準報酬月額	円	円

- ◆ 世帯主は、受給資格期間を満たすことができます。65歳から老齢年金を受けることができます。
- ◆ 配偶者は、受給資格期間を満たすことができます。65歳から老齢年金を受けることができます。

● 豊かな老後を送るために

《 ご希望の生活費(38万円)と推定年金額を比較すると... 》



世帯主59歳から81歳(平均余命)までの生活費合計は・・・ 10,488万円  
年金額合計は・・・ 4,707万円

**不足額合計** 5,781万円  
**月平均** 20.9万円

● ご注意

- ◇ 本試算表は、お客様にご記入いただいたデータに基づき、一定の条件のもとで作成したものですので、実際の加入期間・年金額等とは異なる場合があります。
- ◇ 表中の金額はすべて現在の貨幣価値(物価水準)で表示しています。
- ◇ 遺族年金は、配偶者の年収が850万円以上の時は異なる場合があります。
- ◇ 遺族厚生年金と遺族共済年金が受けられる場合には併給調整がおこなわれます。
- ◇ 本試算表は、平成21年4月時点の制度に基づくものです。